

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

下記の文章を読んで、以下の各設問に答えなさい。なお、【問題 1】と【問題 2】とは独立のものとして解答すること。

監査役会設置会社である P 株式会社（以下「P 会社」という。）は、中堅の食料品及び飲料水メーカーである（P 会社の代表取締役は A1 である）。P 会社の資本金は 10 億円で、帳簿上の総資産額は 100 億円弱であり、そのうち飲料水事業のために用いられる資産が占める割合は 1 割程度である。

P 会社と業務提携関係にある飲料水メーカーである Q 株式会社（以下「Q 会社」という。）は、資本金 500 億円、帳簿上の総資産額 1000 億円の監査役会設置会社である。なお、P 会社も Q 会社も相手方の株式を保有していない。

【問題 1】P 会社は、飲料水事業から撤退することを考え、飲料水事業部門を、事業譲渡により Q 会社に売却することを考えている。この場合の P 会社及び Q 会社の会社法上の手続について説明しなさい（10 点）。

【問題 2】P 会社は、大阪府北部にある私鉄駅近辺に P 会社における飲料水事業の基幹となる工場（以下「本件工場」という。）を所有していたが、設備の老朽化から、別の場所に新たな工場を建築することにした。

P 会社は新工場建築後、本件工場を閉鎖し、現在では本件工場跡地は更地になっている（以下「本件土地」という。）。

P 会社の代表取締役 A1 は、専決で本件土地を、A1 の弟 A2 が代表取締役社長を務める Y 株式会社（以下「Y 会社」という。）に市場価格の 6 割で売却する契約を締結し、土地の移転登記も済ませた。Y 会社は、公開会社ではない会社であり、A1 がその株式を 100% 保有している。

上記事実を知った、P 会社の社外取締役 X は、他の取締役と連絡をとり、A1 の代表取締役解職の動議を次回の定例取締役会において提出することとした。

取締役会の招集通知においては、代表取締役解職の件は議案の中には含まれていなかった。当該取締役会において、A1 の代表取締役解職の件が緊急動議として X から提案された。X の提案後、取締役会の議長であった A1 が「そのような提案は招集通知の会議の目的に含まれていないから審議できない」と述べたにもかかわらず、X は「あなたはこの件に関与できないから、私が議長を務めます。皆さんよろしいですね」と述べ、A1 以外から異議もなかったため A1 の異議を無視してそのまま採決を行い、賛成多数により本動議は可決された。

小問（1）

A1 は、取締役会の招集通知において代表取締役解職の件が議案に含まれていない瑕疵があること、取締役会の議長である A1 の議事運営上の指示に反して採決を行ったことを理由に A1 の代表取締役解職決議無効確認訴訟を提起した。A1 の請求は認められるか、説明しなさい（20 点）

小問（2）

A1 が専決で行った Y 会社への本件土地の譲渡について、P 会社は Y 会社を相手として、本件土地の返還請求訴訟を提起した。P 会社の主張は認められるか説明しなさい。また仮に認められない場合に、P 会社は A1 に対して、会社法上、どのような請求をすることができるか説明しなさい（20 点）。

以 上